

II 主な用語の説明

1 労働者

- ① 正社員等…………… 雇用期間を定めないで雇用されている者または1年以上の期間の雇用契約を結んで雇用されている者をいい、パートタイムは除く。なお、下記の派遣労働者は含まない。
(注)平成20年2月調査から下線部分の追加により定義を変更し、併せて名称を「常用」から「正社員等」に変更した。
 - ② 臨時…………… 1か月以上1年未満の期間を定めて雇用されている者及び期間を限って季節的に働いている者をいい、1か月未満の雇用契約の者及びパートタイムは除く。
(注)平成20年2月調査から下線部分の追加により定義を変更した。
 - ③ パートタイム…………… 1日の所定労働時間又は1週間の所定労働日数が当該事業所の正社員のそれより短い者をいう。
(注)平成20年2月調査から下線部分を「一般労働者」から「正社員」に変更した。
 - ④ 派遣労働者…………… 労働者派遣法に基づいて他社(派遣元事業所)から当該事業所に派遣されている者をいう。
- 2 「生産・売上額等判断D.I.」、「所定外労働時間判断D.I.」及び「雇用判断D.I.」とは、前期と比べて増加と回答した事業所の割合から減少と回答した事業所の割合を差し引いた値である。
- 3 「労働者過不足判断D.I.」とは、不足と回答した事業所の割合から過剰と回答した事業所の割合を差し引いた値である。